

そもそも制定は必要か

そもそも、「スパイ防止法」は必要なのだろうか。維新は「諜報（ちようほう）活動（くわつ）を取り締まる法律は存在しない。わが国はスパイ活動、スパイ天国だ」（空本誠喜インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース長）として必要性を主張。参政党も「外国勢力によるスパイ活動を包括的に取り締まる法律がないため、スパイ天国と言われている」（安達悠司スパイ防止法制定プロジェクトチーム座長）と強調するなど、スパイ天国論をふりまき、制定の意義を喧伝（けんでん）しています。

しかし、石破政権は「政府として、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでい

る。そのため、『各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である』とは考えていない」とする答弁書を閣議決定（8月15日）し、「スパイ天国」を否定しています。

実際、日本は不法なスパイ活動行為に対して、現行法で対処してきました。国立研究開発法人「産業技術総合研究所」の研究員が研究情報を中国企業に漏えいしたとして2023年に逮捕された事件は不正競争防止法違反で、2000年に海上自衛隊幹部が内部情報をロシア大使館の武官に流した事件は自衛隊法違反で処罰されています。

さらに、機密情報の漏えいなどに厳罰を科す特定秘密保護法（13年成立）や経済秘密保護法（24年）などが、「戦争する国づくり」の流れの中で強行されています。こうした中で、なぜこれほど「スパイ防止法」制定が声高に叫ばれているのか。

参政党の神谷宗幣代表は、「官僚、公務員（に）、極左の考え方を持った人たちが、浸透工作で社会の中枢にがっふり入っている」「極端な思想の人たちはやめてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法だ」（7月14日）と、その狙いをあからさまに語っています。神谷氏は、共産主義者だけでなく社会主義者、自由主義者、宗教者などに弾圧を広げた治安維持法を正当化しており、

いまなぜスパイ防止法案復活 1面のつづき

「極端な思想の人」の対象が広範に及ぶ危険性があります。国民監視をさらに強化し、思想までも取り締まり徹底的

に言論弾圧しようとする「スパイ防止法」の狙いが浮かび上がっています。思想・言論の自由を統制することで「戦争国家づくり」を本格化させる」と懸念が示されました。

ちらつく勝共連合の影

「スパイ防止法」制定の動きは、統一協会の政治団体「国際勝共連合」（1968年設立）がけん引してきました。

は、初当選後の1994年から2001年にかけて少なくとも5回、統一協会系の日刊紙「世界日報」に登場。また、

参政党の神谷宗幣代表が8月に提出した質問主意書の内容に、勝共連合の主張と酷似していました。神谷氏は根拠も示さず、「文化的マルクス主義」と呼ぶ潮流が「暴力革命ではなく、価値観・言語・教育・文化などを通じて既存の社会構造の変革を目指している」と決めつけています。これは、勝共連合が繰り返している「文化共産主義問題」と同じ内容です。

自民党総裁選で「スパイ防止法」制定を公約に掲げた高市早苗前経済安全保障担当相は、勝共連合―統一協会の影がちらつきます。

国民民主党の玉木雄一郎代表は、「世界日報」の元社長から16年に計3万円の寄付を受けています。